定　　款

令和８年６月 26 日改定

オリエンタルチエン工業株式会社

定　　款

第１章　　総　　則

第１条（商　　号）

当会社は、オリエンタルチエン工業株式会社と称する。

第２条（目　　的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）各種動力伝動用ローラチエンの製造及び販売

（２）各種輸送機械、装置の製造及び販売

（３）各種チエンギヤ、減速機、変速機並びにチエン伝動装置の製造及び販売

（４）特殊自動機の製造及び販売

（５）前記に類する製品の仕入及び販売

（６）土地建物の賃貸及び維持管理に関する業務

（７）有価証券の売買

（８）精密機械器具関連部品の製造及び販売

（９）福祉用具、健康器具の製造及び販売

(10) 古物営業法に基づく古物商

(11) 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

(12) 暗号資産の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理

(13) 前各号に附帯する事業

第３条（所　在　地）

当会社は、本社を石川県白山市に置く。

第４条（機　　関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会

（３）会計監査人

第５条（公 告 方 法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

第６条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、580 万株とする。

第７条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第８条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第９条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 10 条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章　株　主　総　会

第11条（招　　集）

当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第12条（開 催 場 所）

当会社は、本店所在地またはその隣接地域で株主総会を開催する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役及び取締役会

第 18 条（員　　数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

第 19 条（選 任 方 法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（任　　期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 23 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊

急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 24 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 25 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第 26 条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（報　酬　等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

第 28 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条　第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員会

第 29 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 30 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第６章　　計　　算

第 31 条（事 業 年 度）

当会社の事業年度は毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

第 32 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第 33 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 34 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。